

表 紙

307号建物機械室電動弁他交換工事

工 事 件 名	307号建物機械室電動弁他交換工事	仕様書 番 号
図 面 名 称	表 紙	6 0
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和 年 月 日

仕 様 書

1 件 名 307号建物機械室電動弁他交換工事

2 施工場所 静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地307号建物機械室

3 概 要

- (1) 第二浴室用ろ過器用電動弁65A撤去・新設
- (2) 幹部浴室用ろ過器用電動弁40A撤去・新設
- (3) 第二浴室用ろ過器用制御盤温度調節器撤去・新設（内部設定含）
- (4) 幹部浴室用ろ過器用制御盤温度調節器撤去・新設（内部設定含）
- (5) 第一浴室用制御盤内部シーケンサー（内部プログラム設定・入力含）撤去・新設
- (6) 第二浴室用制御盤内部シーケンサー（内部プログラム設定・入力含）撤去・新設
- (7) 幹部浴室用制御盤内部シーケンサー（内部プログラム設定・入力含）撤去・新設
- (8) 第一浴室用ろ過設備架台補強補修

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、『307号建物機械室電動弁他交換工事』について適用する。
- (2) 本工事は、本仕様書による他、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、製造メーカーの取扱説書及び関係諸法規に準拠し実施するものとする。
- (3) 現場の安全に関する管理は、現場代理人が責任者となり関連法令を厳守し行うものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 契約後、計画工程表を作成し、監督職員へ提出するほか、監督職員に示される着工届、現場代理人指名通知書等の書類を速やかに提出する。
- (5) 工事における撮影箇所は監督職員と協議して決定するものとし、撮影及び提出要領は国土交通省「営繕写真撮影要領」（国営建技第11号）に基づき行うものとする。
- (6) 本仕様書の内容に疑いを生じた場合は、監督職員と協議のうえ内容を確認するものとする。また、本仕様書に明記のない事項であっても、技術上当然必要とする事項は請負者の負担において実施するものとする。
- (7) 請負者は、工事に際して駐屯地への立入り及び行動は、常に監督職員の指示に従うとともに、施工地域以外への立入りは行わないこととする。
- (8) 請負者は、本工事に関わるすべての事柄について、その内容が流出しないよう万全の処置を講ずる。
- (9) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、万一損傷させた場合には請負者の負担において早急に補修し、原型に復旧する。また事故発生時には、速やかに監督職員に報告すること。
- (10) 工事に必要な電気、水等は請負業者において持ち込みとする。但し、本工事において電気、水等を官側から借受けする場合には、監督職員と調整のうえ、請負者負担により計器を設置し使用量の料金を官側の規定により支払うものとする。
- (11) 作業時間は原則として、0815～1700までとするが、工事の施工上又は部隊の運営上、作業日程時間の延長等を必要とする場合には監督職員と協議するものとする。
- (12) 撤去等により発生した金属類発生材（鉄くず等）については、監督職員の指示する場所へ搬入するとともに、発生材報告書を作成し提出する。

5 特記事項

- (1) 電動弁等の撤去・新設を行うろ過装置の仕様は表のとおり。

機 器 名 称	機 器 仕 様	数 量	場 所	備 考
全自動型ろ過装置	型 式：AFT-80SW（フジキコー） ろ過能力：80m ³ /H 製造年月：2000年9月	1 台	第一浴室用	製造番号 4 2 4 1
全自動型ろ過装置	型 式：AFT-30SW（フジキコー） ろ過能力：65m ³ /H 製造年月：2000年9月	1 台	第二浴室用	製造番号 4 2 4 2
全自動型ろ過装置	型 式：AFT-10SW（フジキコー） ろ過能力：40m ³ /H 製造年月：2000年9月	1 台	幹部浴室用	製造番号 4 2 4 3

- (2) 撤去・新設する機器等については下記のとおりとする。

ア 電動弁

- a 第二浴室用電磁弁 65A 10-DBF-N-MXH(200A) ボルトレックスパッキン65A2枚含む。
- b 第三浴室用電磁弁 40A 10-DBF-N-NXH(200V) ボルトレックスパッキン40A2枚含む。

イ 温度調節器

- a 第二浴室用制御盤温度調節器 E5CN-R2T OMRON社製又は同等品以上
- b 第三浴室用制御盤温度調節器 E5CN-R2T OMRON社製又は同等品以上

ウ シーケンサー

- a 第一浴室用制御盤シーケンサー 40MR 三菱電機社製又は同等品以上
- b 第二浴室用制御盤シーケンサー 40MR 三菱電機社製又は同等品以上
- c 第三浴室用制御盤シーケンサー 40MR 三菱電機社製又は同等品以上

エ 機器等の撤去・新設に必要な雑材料については、全て請負者で用意するものとする。

- (3) 当該作業は1日間で実施することとし、細部日程は、監督職員と協議するものとする。
- (4) 交換作業中又は運転調整中に、仕様書に明記のない部品で交換が必要な場合には、見積書を添えて作業報告書を提出する。なお、軽微な補修及び消耗品の交換であれば実施する。
- (5) 作業完了後、各機器が正常に作動するか監督職員の立会のもと、試運転調整を行い異常がないことを確認する。
- (6) ろ過器架台補強補修
 - ア アンクル及びチャンネルを用いて架台の補強を行うとともに錆止め塗装を行うこと。
 - イ 既設基礎のクラックについても補修するものとする。
 - ウ 作業完了後、渦巻型ポンプ(100×80FS4J57.5 荏原社製)の芯出し調整を行うこと。
- (7) 完成検査合格後、新設機器及び施工上の欠陥によるとみられる不具合の発生について請負業者は、1年間その責を負うものとする。

工 事 名 称	307号建物機械室電動弁他交換工事	図面 番号	1 / 5
図 面 名 称	仕 様 書 (1)	縮 尺	—
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地業務隊管理科			

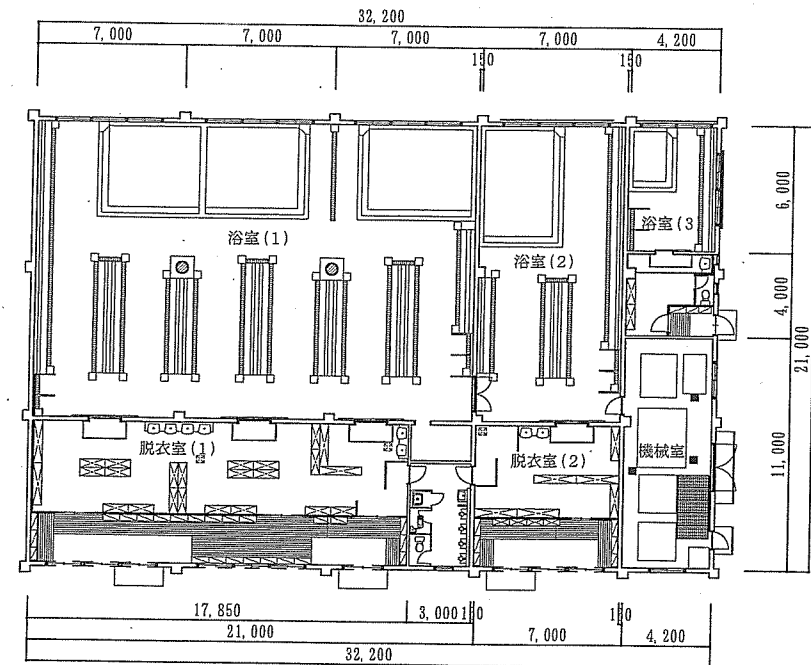
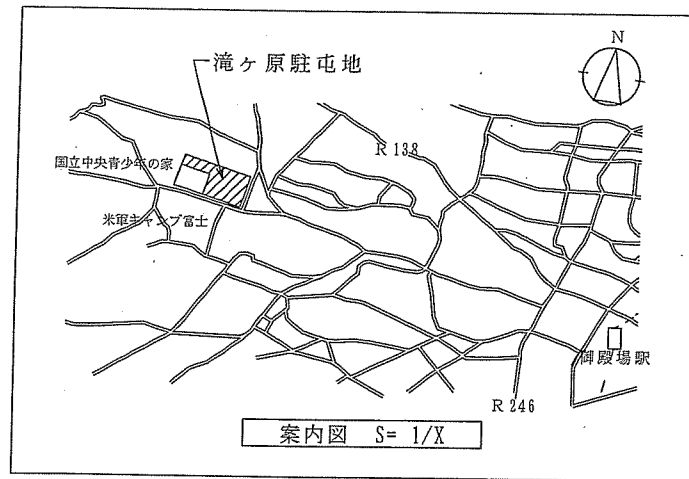
(8) その他

ア 機器等の取扱説明書については、原本1部（写し2部）を完成検査前までに監督職員へ提出すること。

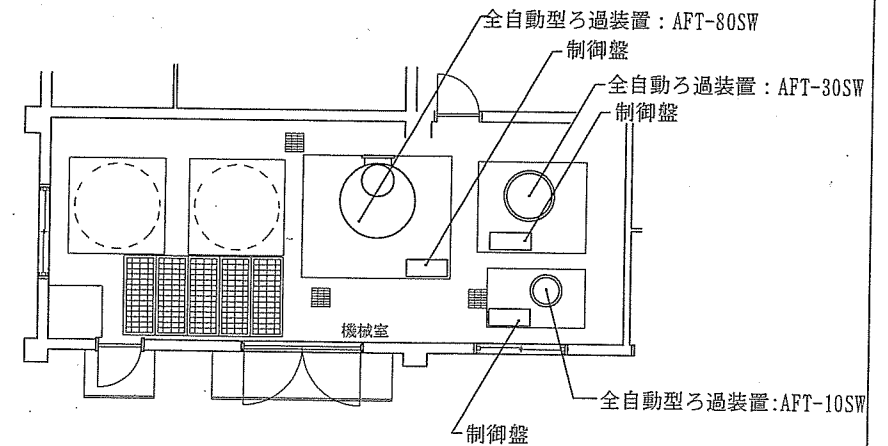
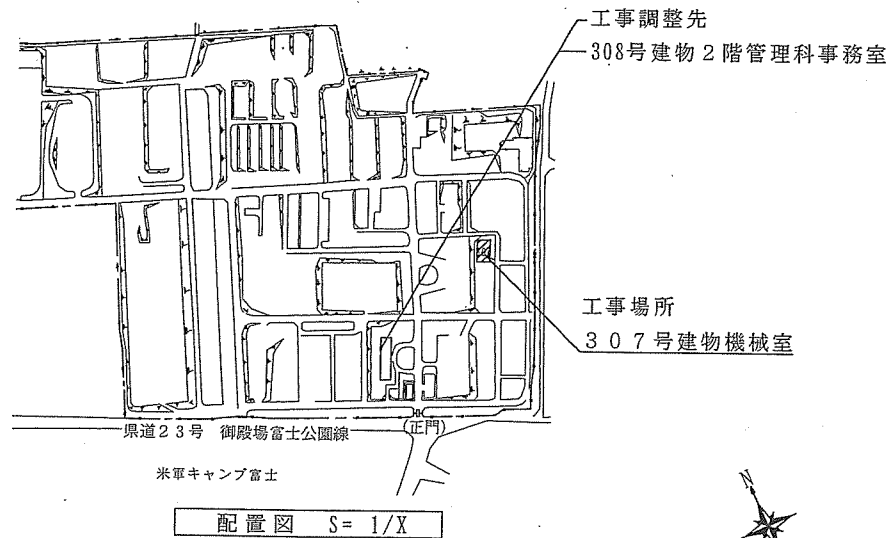
イ 材料検査を行う際に出荷証明書を監督職員へ提出すること。

ウ 工事については契約締結後、速やかに行うこと。ただし、浴場の運転は止めることできないものとする。部品等を交換した際は、1500までに試運転を行い、異状がないことを確認し復旧すること。

工 事 名 称	307号建物機械室電動弁他交換工事	図面 番号	2 / 5
図 面 名 称	仕 様 書 (2)	縮 尺	—
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和 年 月 日	

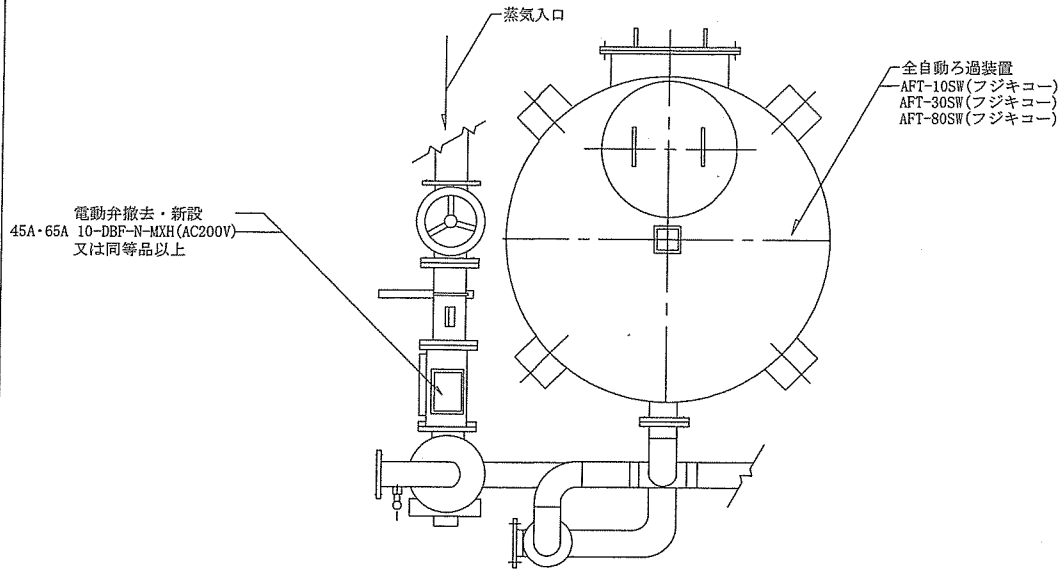


307号建物平面図 S = 1/250

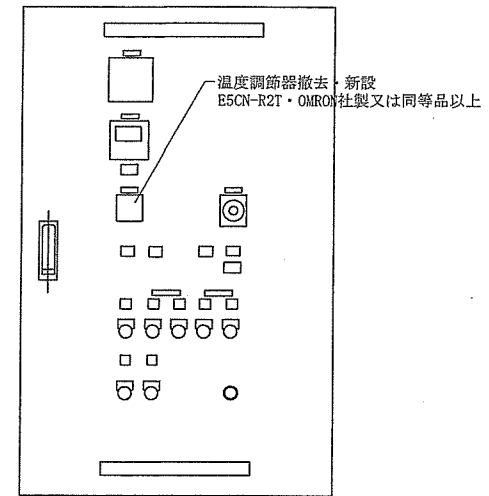


307号建物機械室平面図 S = 1/100

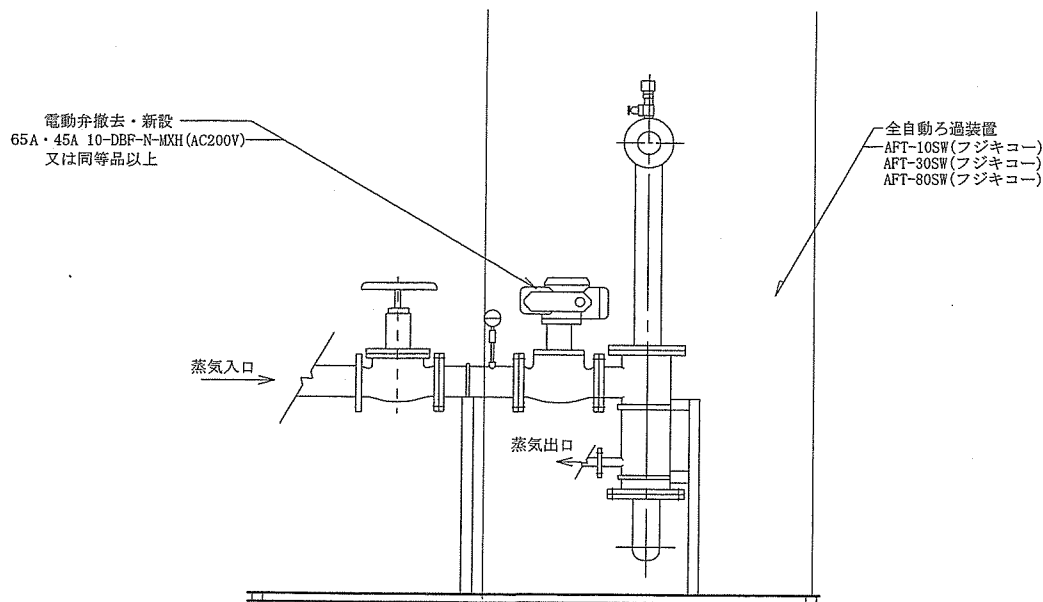
工 事 名	307号建物機械室電動弁他交換工事	図面 番号	3 / 5
図 面 名 称	案内図・配置図・平面図	縮 尺	—
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和 年 月 日	



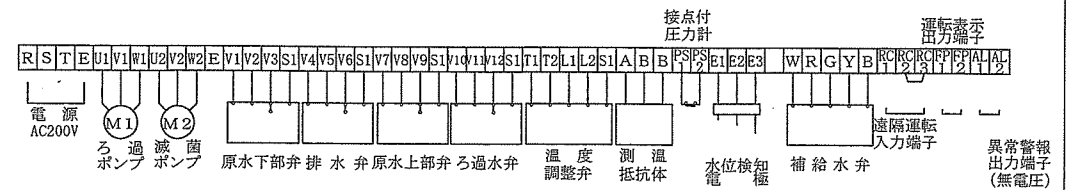
ろ過装置詳細図 S = 1 : X



制御盤詳細図 S = 1 : X

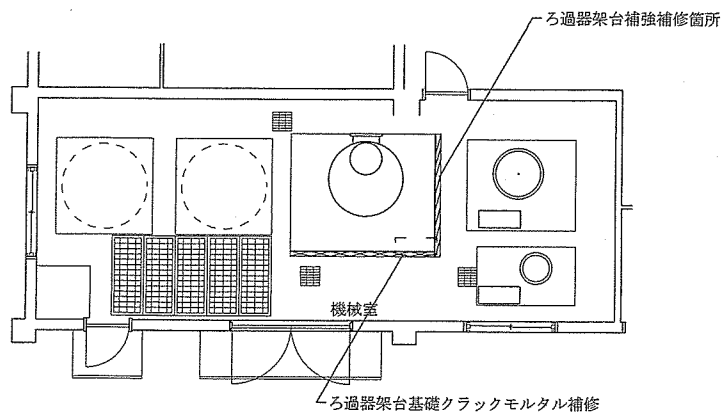


ろ過装置詳細図 S = 1 : X

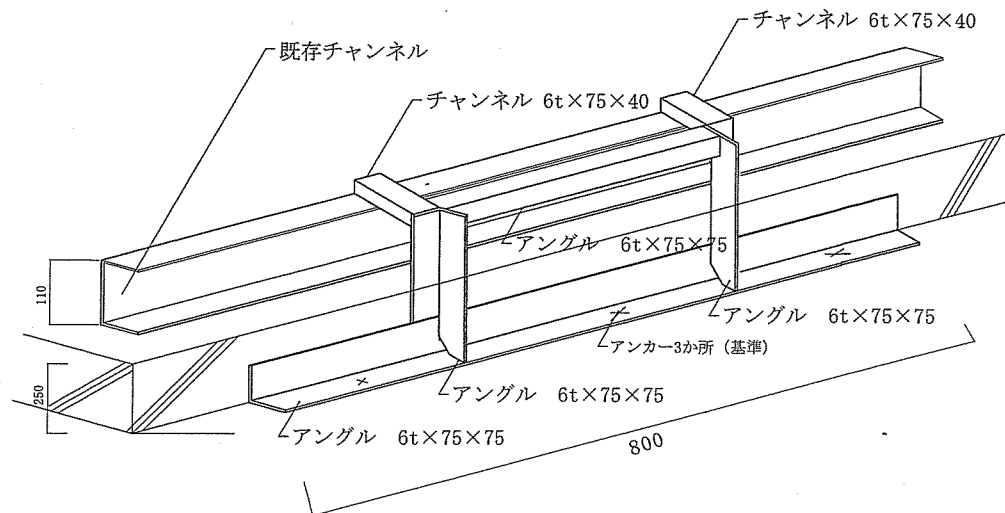


端子配列 S = 1 : X

工 事 名 称	307号建物機械室電動弁他交換工事	図面 番号	4 / 5
図 面 名 称	詳 細 図	縮 尺	—
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和	年 月 日



307号建物機械室平面図 S = 1/100



架台補強補修 S = 1/X

工 事 名 称	307号建物機械室電動弁他交換工事	図面 番号	5 / 5
図 面 名 称	平面図(2)・架台補強補修図	縮 尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和 年 月 日	